仕　様　確　認　書

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 機 器 名 |  |
| メーカー名（製造国） |  |
| 品名・型式 |  |
| 仕様内容 | 提案内容 | 適否 |
| 装置仕様　１．分析計の構成　　水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法別表第12、別表第13に定める方法により亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、塩素酸、塩化物イオン、シアン及び塩化シアンの分析が可能であること。　２．送液ユニット部　　（1）ポンプはダブルプランジャー方式で、0.01～2.00ｍｌ/分の範囲で流量設定が可能であること。　　（２）ポンプ流量の正確さは±1％以下、精度は±0.5％以下であること。　　（３）インライン脱気装置及びリークセンサーを有すること。　　（４）水酸化物系の溶離液を用いた一溶液マルチステップグラジエントが可能であること。（５）内径4ｍｍ、長さ250ｍｍの分析カラムを使用できること。　３．オートサンプラー　　（１）サンプル導入量はループインジェクション方式で、注入量は可変であること。　　（２）サンプルセットから導入までの試料の温度制御（冷却10℃以下）が可能であること。　　（３）50検体以上の連続注入が可能であること。　　（４）注入量の精度は±１％以下であること。　　（５）２チャンネルでの使用が可能であること。　４．ポストカラム反応部　　（１）ポンプはダブルプランジャー方式で、0.001～0.999ｍｌ/分の範囲で流量設定が可能であること。　　（２）流量安定性は±0.5％以内であること。　　（３）インライン脱気装置、液漏れセンサー及びボトルトレイに反応液の冷却機構を有すること。　　（４）　反応槽の温度を安定的に40℃と100℃で同時使用が可能であること。　　（５）　分析プログラムにより反応槽の自動停止が可能であること。　　（６）　反応ポンプ及び反応系配管の自動洗浄機構を有すること。　５．検出部　　（１）一流路切り替えなしの電気分解形サプレッサ―を備えた電気伝導度検出器を装備していること。　　（2）電気伝導度検出器の温度は、30～55℃の範囲の一定値に保持できること。　　（3）190nm～900nmの波長に対応する紫外部可視部吸光光度計を有すること。　　（4）波長の正確さは±1nm以下、精密さは±0.1nm以下であること。　　（5）ノイズは±1×10-5AU以下、濃度直線性は最大2.5AUであること。　６．機器制御・データ解析部　　（１）イオンクロマトグラフ－ポストカラム装置及び既存のシアン分析装置の制御及びデータの収集・解析・処理を同時に併行して行うことができること。　　（２）これまで蓄積されたデータ資源を活用することができること。　　（３）データの統計解析処理システムを装備していること。　　（４）PCのCPUは2.50GHｚ以上、内部メモリは2GB以上、ハードディスクは160GB以上とし、データの解析及び保存等に十分な容量を有すること。　　（５）基本OSは日本語Windows 10以上で、MS Officeを搭載していること。　　（６）DVDマルチドライブを有すること。　　（７）液晶ディスプレイ（17インチ以上）、キーボード、光学マウス、レーザープリンター（A4両面印刷対応、プリンターケーブルを含む）を有すること。　７．その他　（１）機器の不具合、故障等に対する対応は、原則として専任の技術者が24時間以内に着手し、72時間以内に復旧させること。　　（２）分析系の接液部は耐食性非金属材質であること。　　（３）その他、設置時の性能確認に必要な消耗品を付属すること。 |  |  |

　　　以上、すべて仕様を満たしていることを確認しました

　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　所　 属：

　　　　　　　　　　　　　　　職氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞